

主な環境関連法令等の改廃情報について(令和4年度第1四半期)

様式1

【改廃に係る情報】 R4.4～6月の間の改廃状況

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.4～6)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R4.4時点)	
環境一般	法	環境基本法	H5.11.19	法91号	H30.6.13	法50号	H30.12.1	無			—	環境立県推進課	
	条	鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例	H8.10.8	条19号	H13.7.6	条44号	H13.10.1	無			—	環境立県推進課	
	法	環境影響評価法	H9.6.13	法81号	H26.6.4	法51号	H27.4.1	無			—	環境立県推進課	
		同 施行令	H9.12.3	政346号	R3.10.4	政283号	R3.10.31	無					
		同 施行規則	H10.6.12	総理府令37号	H24.10.24	環省令31号	H25.4.1	無					
	条	鳥取県環境影響評価条例	H10.12.22	条24号	R1.10.1	条8号	R1.10.1	無			—	環境立県推進課	
同 施行規則		H11.6.4	規37号	R2.12.11	規則8号	R2.12.11	無						
地球環境	法	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10.10.9	法117号	R3.6.2	法54号	R4.4.1	無		登録済	脱炭素社会推進課		
		同 施行令	H11.4.7	政143号	R1.12.13	政183号	R1.12.16	無					
		同 施行規則	H11.4.7	総理府令31号	H28.5.27	環省令11号	H28.5.27	無					
	条	鳥取県地球温暖化対策条例	H21.3.27	条36号	H28.8.23	条42号	H28.8.23	無		登録済	脱炭素社会推進課		
		同 施行規則	H21.10.23	規79号	H31.3.15	規16号	H31.3.15	無					
	法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネルギー法)	S54.6.22	法49号	H30.6.13	法45号	H30.12.1	無		登録済	総務課		
		同 施行令	S54.9.29	政267号	R2.1.24	政10号	R2.4.1	無					
		同 施行規則	S54.9.29	通省令74号	R3.5.14	経省令47号	R3.5.14	無					
	法	同法の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令	H15.3.7	国省令15号	H28.11.30	国省令80号	H29.4.1	無		—	環境立県推進課		
		特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	S63.5.20	法53号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無				
		同 施行令	H6.9.26	政308号	R3.12.24	政326号	R3.12.24	無					
	同 施行規則		S63.12.24	通省令80号	R2.12.28	経省令92号	R2.12.28	無		—	脱炭素社会推進課		
		法	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	H19.5.23	法56号	H28.5.27	法50号	H28.5.27	無				
	循環型社会	法	循環型社会形成推進基本法	H12.6.2	法110号	H24.6.27	法第47号	H24.9.19	無			—	循環型社会推進課
		法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	S45.12.25	法137号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無	登録済	循環型社会推進課	
同 施行令			S46.9.23	政300号	R4.1.19	政25号	R4.4.1	無					
同 施行規則			S46.9.23	厚省令35号	R3.8.4	環省令12号	R3.8.4	無					
細		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (鳥取県)	S58.3.31	規18号	R2.11.13	規51号	R2.11.13	無		登録済	循環型社会推進課		
法		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB廃棄物特別措置法)	H13.6.22	法65号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無	登録済	循環型社会推進課		
		同 施行令	H13.6.22	政215号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無					
		同 施行規則	H13.6.22	環省令23号	R2.3.30	環省令9号	R2.3.30	無					
法		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	H13.6.22	法64号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無	登録済	循環型社会推進課		
		同 施行令	H13.12.12	政396号	R1.12.13	政183号	R2.4.1	無					
		同 施行規則	H13.12.14	経・環省令13号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無					
法		資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	H3.4.26	法48号	R4.5.20	法46号	R5.4.1	有	無	登録済	循環型社会推進課		
		同 施行令	H3.10.18	政327号	H27.9.9	政319号	H27.10.1	無					
法		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	H7.6.16	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無		—	循環型社会推進課		
		同 施行令	H7.12.14	政411号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無					
	同 施行規則	H7.12.14	大・厚・農・通省令1号	R4.3.31	財・厚・農・経・環省令1号	R4.4.1	有	無					
法	特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	H10.6.5	法97号	H29.6.16	法61号	R2.4.1	無		登録済	循環型社会推進課			
	同 施行令	H10.11.27	政378号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無						
	同 施行規則	H12.2.18	厚・通省令1号	R1.12.13	経・環省令6号	R1.12.14	無						

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.4~6)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R4.4時点)	
法		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	H12.5.31	法104号	H26.6.4	法55号	H28.6.1	無			登録済	技術企画課	
		同 施行令	H12.11.29	政495号	R1.6.26	政39号	R2.4.1	無					
		同 施行規則	H14.3.5	国・環省令1号	H22.2.9	国・環省令1号	H22.4.1	無					
法		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	R4.4.1	法60号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無		登録済	循環型社会推進課	
		同 施行令	R4.4.1	政25号	R4.4.1		R4.4.1	無					
		同 施行規則	R4.4.1	経・環省令1号	R4.4.1		R4.4.1	無					
法		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	H12.6.7	法116号	R1.12.4	法62号	R1.12.4	無			-	農林水産政策課	
		同 施行令	H13.4.25	政176号	R1.7.12	政54号	R1.7.12	無					
法		使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	H14.7.12	法87号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	循環型社会推進課	
		同 施行令	H14.12.20	政389号	R1.9.6	政88号	R1.12.14	無					
		同 施行規則	H14.12.20	経・環省令7号	R2.12.28	経・環省令5号	R2.12.28	無					
法		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	H24.8.10	法57号	H25.4.1	法57号	H25.4.1	無			登録済	循環型社会推進課	
		同 施行令	H25.3.6	政45号	H25.4.1	政45号	H25.4.1	無					
		同 施行規則	H25.3.6	経・環省令3号	R1.7.1	経・環省令3号	R1.7.1	無					
法		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	H12.5.31	法100号	H27.9.11	法66号	H28.4.1	無			登録済	総務課	
条		鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条	H17.10.18	条68号	H30.4.1	条45号	H30.4.1	無			-	循環型社会推進課	
		同 施行規則	H17.12.27	規121号	H30.4.1	規19号	H30.4.1	無					
法		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	H11.7.28	法112号	H23.8.30	法105号	H23.8.30	無			-	畜産課	
		同 施行令	H11.10.29	政348号	H20.9.19	政297号	H20.10.1	無					
		同 施行規則	H11.10.29	農省令74号	R2.12.21	農省令83号	R2.12.21	無					
条	公害防止	鳥取県公害防止条例	S46.10.12	条35号	H23.12.20	条62号	H23.12.20	無			登録済	水環境保全課	
		同 施行規則	S47.3.30	規21号	R1.6.28	規3号	R1.7.1	無					
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織整備法)	S46.6.10	法107号	H27.6.19	法41号	H30.4.1	無					-
同 施行令	S46.8.11	政264号	H30.11.30	政329号	H30.12.1	無							
同 施行規則	S46.8.13	大・厚・農・通・運省令3号	R1.7.1	財・厚・農・経・国・環省令2号	R1.7.1	無							
法	大気汚染・悪臭	大気汚染防止法	S43.6.10	法97号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無		登録済	環境立県推進課(H30~)	
		同 施行令	S43.11.30	政329号	R2.10.7	政304号	R3.4.1	無					
		同 施行規則	S46.6.22	厚・通省令1号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					
	同 施行令	S47.6.8	法57号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	総務課		
	同 施行令	S46.6.1	法91号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無		登録済	環境立県推進課(H30~)		
	同 施行規則	S47.5.30	政207号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無						
同 施行規則	S47.5.30	総理府令39号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無							
法	水質汚濁・地盤沈下	水質汚濁防止法	S45.12.25	法138号	H29.6.2	法45号	R2.4.1	無			登録済	水環境保全課	
		同 施行令	S46.6.17	政188号	R2.12.28	政356号	R2.12.28	無					
		同 施行規則	S46.6.19	総・通省令2号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					
	同 施行令	S33.4.24	法79号	R3.5.10	法31号	R3.11.1	無			登録済	水環境保全課		
	同 施行令	S34.4.22	政147号	R3.10.29	政296号	R3.11.1	無						
	同 施行規則	S42.12.19	建省令37号	R3.10.29	国省令69号	R3.11.1	無						
	条		湯梨浜町公共下水道条例	H16.10.1	条170号	R2.9.29	条20号	R3.4.1	無		登録済	衛生環境研究所	
	法		浄化槽法	S58.5.18	法43号	R1.6.19	法40号	R2.4.1	無			登録済	水環境保全課
			同 施行令	H13.9.19	政310号	H23.3.11	政17号	H23.3.11	無				
同 施行規則(環境省関係)			S59.3.30	厚省令17号	R2.2.7	環省令3号	R2.4.1	無					
条		とっりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例	H24.12.21	条91号	H25.7.2	条42号	H25.7.2	無		-	水環境保全課		
法		騒音規制法	S43.6.10	法98号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無		登録済	環境立県推進課(H30~)	
		同 施行令	S43.11.27	政324号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無					
		同 施行規則	S46.6.22	厚・農・通・運・建令1号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.4~6)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映 経過	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R4.4時点)
騒音・振動	法	振動規制法	S51.6.10	法64号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無		登録済	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S51.10.22	政280号	H23.11.28	政364号	H24.4.1	無				
		同 施行規則	S51.11.10	総理府令58号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				

]	区分	環境関連法令等名称	制定	番号	最終改正	番号	施行日	改正有無 (R4.4~6)	県庁TEAS への関連の 可能性	法令等改正 の登録簿反 映状況	現在の 県庁TEAS 登録状況	担当課 (R4.4時点)
土壌汚染	法	土壌汚染対策法	H14.5.29	法53号	H29.6.2	法45号	R2.4.1	無			登録済	水環境保全課
		同 施行令	H14.11.13	政336号	H30.9.28	政283号	H31.4.1	無				
		同 施行規則	H14.12.26	環省令29号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無				
化学物質	法	毒物及び劇物取締法	S25.12.28	法303号	H30.6.27	法66号	R2.4.1	無			登録済	医療・保険課
		同 施行令	S30.9.28	政261号	R1.6.28	政44号	R2.4.1	無				
		同 施行規則	S26.1.23	厚省令4号	R1.6.28	厚省令20号	R2.4.1	無				
		毒物及び劇物指定令	S40.1.4	政2号	R4.1.28	政36号	R4.2.1	無				
	法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)	S48.10.16	法117号	R4.6.17	法68号	R4.6.17	有	無		-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	S49.6.7	政202号	R3.4.21	政144号	R3.10.22	無				
		同 施行規則(経済産業省関係)	S49.6.7	通省令40号	R2.12.28	経省令92号	R2.12.28	無				
	法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRT法)	H11.7.13	法86号	H14.12.13	法152号		無			-	環境立県推進課(H30~)
		同 施行令	H12.3.29	政138号	R3.10.20	政288号	R5.4.1	無				
		同 施行規則	H13.3.30	内閣府・財・文・厚・農・経・国・環省令1号	R1.12.13	財・文・厚・農・経・国・環・防省令2号	R1.12.16	無				
法	ダイオキシン類対策特別措置法	H11.7.16	法105号	H26.6.18	法72号		無			-	環境立県推進課(H30~)	
	同 施行令	H11.12.27	政433号	H30.8.10	政241号	H31.1.1	無					
	同 施行規則	H11.12.27	総理府令67号	R3.3.25	環省令3号	R3.4.1	無					
条	鳥取県石綿健康被害防止条例	H17.10.18	条67号	R4.3.25	条例第12号	R4.4.1	無			-	環境立県推進課(H30~)	
	同 施行規則	H17.10.28	規106号	R4.3.31	規則第14号	R4.4.1	無					
その他	法	消防法	S23.7.24	法186号	R4.6.17	法69号	R4.6.17	有	無		登録済	消防防災課
		危険物の規制に関する政令	S34.9.26	政令306号	R1.12.13	政183号	R1.12.16	無				
		危険物の規制に関する規則	S34.9.29	総理府令55号	R4.1.1	総省令71号	R4.1.1	無				
	規	鳥取中部ふるさと広域連合危険物の規制に関する規則	H15.6.1	連合規13号	R3.12.1	連合規16号	R4.1.1	無			登録済	中部県民福祉局
	条	鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例	S53.5.1	条21号	R1.5.20	条1号	R1.7.1	無			登録済	総務課
	条	中部ふるさと広域連合火災予防条例	H10.4.1	条29号	R3.3.5	連合条1号	R3.4.1	無			登録済	衛生環境研究所
	条	鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例	S51.4.30	条17号	R3.4.1	条1号	R3.4.1	無			-	西部県民福祉局
	法	高圧ガス保安法	S26.6.7	法204号	R4.6.22	法74号	公布の日から起算して一年六月を超えない	有	無		登録済	消防防災課
	法	冷凍保安規則	S41.5.25	通省令51号	R3.10.20	経省令76号	R3.10.27	無			登録済	消防防災課
	法	電気事業法	S39.7.11	法170号	R4.6.22	法74号	公布より①:1年6月を超えない	有	無		登録済	衛生環境研究所
	法	麻薬及び向精神薬取締法	S28.3.17	法14号	R1.12.4	法63号	R3.8.1	無			登録済	医療・保険課
	法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	H10.10.2	法114号	R3.2.3	法5号	R3.2.13	無			登録済	健康政策課
	法	放射性同位元素等の規制に関する法律(放射性同位元素等規制法)	S32.6.10	法167号	R1.6.14	法37号	R1.9.1	無			登録済	衛生環境研究所
	法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)	S32.6.10	法166号	R1.6.14	法37号	R2.4.1	無			登録済	原子力安全対策課
	法	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)	H15.7.25	法130号	H23.6.15	法67号	H23.10.1	無			-	脱炭素社会推進課
	法	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	H16.6.2	法77号	H17.7.26	法87号	会社法の施行の日	無			-	脱炭素社会推進課
	条	鳥取県景観形成条例	H19.3.16	条14号	R2.3.27	条22号	R2.4.1	無			-	住まいまちづくり課

## 【法令等の改正概要】※令和4年4月～6月の間に改正された法令等

環境関連法令等名称	改正の概要	施行年月日
<記載例> 鳥取県環境影響評価条例	元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行による。 平成〇年条例第〇号	令和〇年〇月〇日
電気事業法	電気事業法において、 ①認定高度保安実施設置者に係る認定制度 ②小規模事業用電気工作物に係る届出制度等 ③登録適合性確認機関による事前確認制度 の3制度の導入によるもの。 令和4年法律第74号	公布(令和4年6月22日)より ①:1年6月を超えない範囲(R5.12) ②、③:9月を超えない範囲(R5.3)
・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・大気汚染防止法 ・悪臭防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・化審法	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律による。 (令和四年法律第六十八号) 令和4年6月17日法律第68号	令和4年6月17日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日法律第67号)の改正により「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年6月17日法律第68号)が公布されたことに伴う関連法令の整理。 令和4年6月17日法68号	令和4年6月17日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日 ※一部は6/17施行
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日法律第67号)の改正により「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年6月17日法律第68号)が公布されたことに伴う関連法令の整理。 令和4年6月17日法68号	令和4年6月17日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日 ※一部は6/17施行
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日法律第67号)の改正により「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年6月17日法律第68号)が公布されたことに伴う関連法令の整理。 令和4年6月17日法68号	令和4年6月17日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日 ※一部は6/17施行
資源の有効な利用の促進に関する法律	「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年5月20日法46号)の改正に伴う改正。 令和4年5月20日法46号	令和5年4月1日
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 施行規則	特定分別基準適合率の改正。 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省 令第一号	令和4年4月1日
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年6月17日法律第67号)の改正により「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(令和4年6月17日法律第68号)が公布されたことに伴う関連法令の整理。 令和4年6月17日法68号	令和4年6月17日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日 ※一部は6/17施行
消防法	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行うもの。 令和4年6月17日法律第68号	令和4年6月17日
消防法	法第7条第2項中「(建築基準法)第6条第1項第4号」を「(建築基準法)第6条第1項第3号」に改める。 令和4年6月17日法律第69号	令和4年6月17日
高圧ガス保安法	「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、保安確保を前提に、その保安確保能力に応じて保安規制に係る手続・検査の在り方を見直した。 高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される燃料電池自動車等について 令和4年6月22日法律第74号	公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

# 電気事業法の改正について (御報告)

令和 4 年 6 月 2 9 日  
産業保安グループ  
電 力 安 全 課

# 電気事業法の改正（令和4年6月15日成立）

- 第208回通常国会において、令和4年6月15日、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号。高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一括改正法案）が成立。
- 本改正により、電気事業法において、① **認定高度保安実施設置者に係る認定制度**、② **小規模事業用電気工作物に係る届出制度等**、③ **登録適合性確認機関による事前確認制度**、の3制度が導入。

## (1) 認定高度保安実施設置者 (2) 小規模事業用電気工作物に係る認定制度 (3) 登録適合性確認機関による事前確認制度

「テクノロジーを活用しつつ、自主的に高度な保安を確保できる事業者」を国が認定

<認定基準>

① 経営トップのコミットメント	② 高度なリスク管理体制
③ テクノロジーの活用	④ サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応

<認定事業者に係る特例>

- 保安規程の記録保存(届出省略)
- 主任技術者選解任の記録保存(届出省略)
- 定期自主検査の実施時期の柔軟化
- 使用前・定期の安全管理審査を省略

小規模な再エネ発電設備を「小規模事業用電気工作物」に分類

<対象設備>

- 太陽電池：10kW以上50kW未満
- 風力：20kW未満

<規制措置>

- ① 技術基準適合維持義務
- ② 基礎情報の届出
- ③ 使用前自己確認結果の届出

※ 施工業者やO&M事業者等へ確認業務を委託する場合、委託先の情報を届出

⇒ ①②は既設の再エネ発電設備も対象

登録適合性確認機関が工事計画届出を事前確認（当面は風力発電設備のみ対象）

事業者	登録適合性確認機関
工事計画	① 依頼 → 現地の風条件・運転条件を踏まえつつ、設備設計の妥当性を確認
	確認文書
	② 届出 → 経済産業省
	工事計画の審査
	技術基準への適合性
	円滑な供給確保
	環境影響評価の反映
工事開始	③ 回答

# 改正法の施行期日

- ① 認定高度保安実施設置者に係る認定制度の施行時期は、公布（令和4年6月22日）より1年6月を超えない範囲。同様の制度を導入する他法令（高圧ガス保安法、ガス事業法）との整合性も確保しつつ、認定要件等の整備を進める。
- ② 小規模事業用電気工作物に係る届出制度等及び③ 登録適合性確認機関による事前確認制度は、今秋までに制度設計を具体化し、令和5年3月中の施行を目指す。
- 円滑な制度実施のため、早期の詳細設計と幅広い周知を実施。

## <施行期日>

①認定高度保安実施設置者に係る認定制度	公布より <u>1年6月</u> を超えない範囲
②小規模事業用電気工作物に係る届出等	公布より <u>9月</u> を超えない範囲
③登録適合性確認機関による事前確認	//



# 高圧ガス保安法等（※）の一部を改正する法律案の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律

## 背景

- ✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

## 法案の概要

- ✓ (1) スマート保安※の促進、(2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、(3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の3つを柱に、**高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・AI、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

### (1) スマート保安の促進

- ✓ 「**認定高度保安実施事業者制度**」の創設【高圧・ガス・電力】

「**テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者**」を**厳格に審査・認定し、安全の確保を前提に、その保安力に応じ、手続や検査の在り方を見直す**。

- ・ 許可・事前届出を**事後届出・記録保存**へ
- ・ **国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査**のみに
- ・ 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化** 等

⇒ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

### (2) 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

- ✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し**【電力】

**小規模な太陽光・風力発電設備**※を、「**小規模事業用電気工作物**」と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- ・ **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- ・ **技術基準維持義務、使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

<太陽光パネルの崩落>



<風車の羽根の脱落>



令和3年4月～12月  
末までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

- ✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化**【ガス】

**災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け**。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

### (3) カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

- ✓ **燃料電池自動車の規制の一元化**【高圧】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化（**高圧ガス保安法から適用除外**）。

- ✓ 「**登録適合性確認機関**」による**確認制度の創設**【電力】

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）が**技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。



## ○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年5月11日 衆議院）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 本改正が産業保安分野におけるこれまでの事前規制を中心とする規制体系から新たな規制体系への転換を図るものであることを踏まえ、改正事項の運用に当たっては、**公衆及び保安作業者に対する安全の確保を大前提**とし、我が国の**産業保安水準の更なる高度化と持続的な向上**を図るために必要な措置について**不断に検討を行う**こと。
- 二 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における「認定高度保安実施事業者」の認定及び安全管理検査の特例等の運用に際しては、**中小事業者であっても電気・ガス等の安定供給に必要な保安の実施、大規模災害等に対する迅速な設備復旧**並びに公衆及び保安作業者の**安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立**することができるよう、保安分野における**テクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援**等を通して、我が国全体の産業保安の水準が確保されるために必要な実効性ある措置を講ずること。
- 三 スマート保安の推進に当たっては、**テクノロジーの活用と人が担うべき保安とを相互に連携・融合**させつつ、より高度で強靱な保安管理体制を目指すものとし、デジタルトランスフォーメーションも見据えた**専門人材の活用**、熟練した技術者による中央・地方の事業者に対する**技術伝達の促進**、**若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援**等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に万全を期すこと。
- 四 略
- 五 太陽光発電及び風力発電に係る小出力発電設備に対する規制の見直しにより、**二〇五〇年カーボンニュートラルの実現**に向けて有意義な小出力発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、**再生可能エネルギーの導入と規制の実施とのバランスの取れた運用の在り方について引き続き検討を行う**こと。  
また、**基礎情報等の届出手続**については、**設置者の負担を軽減**するとともに、**事務処理の効率化**を図るため、**可能な限りのデジタル技術の活用**に努めること。  
さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて**立入検査等を通して十分に監視**し、その是正・改善に努めること。併せて、**いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止**、安全規制や立地規制等の**法令遵守の徹底**等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、再生可能エネルギー発電事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、**十分に周知徹底及び情報提供等を行う**こと。

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月14日 参議院）

政府は、本法施行に当たり、次の点に適切な措置を講ずべきである。

- 一 高圧ガス、都市ガス及び電気事業の各分野における産業保安規制の運用に当たっては、公衆及び保安作業者の安全確保を大前提とし、今後のテクノロジーの進展等に的確に対応しつつ、保安水準の高度化及び持続的向上につながるよう、規制体制の不断の見直しに努めること。
- 二 認定高度保安実施事業者制度の運用に当たっては、重大事故等の防止に向けて、認定審査を厳正に行うとともに、適時適切な立ち入り検査等を通して保安の実施状況を十分に監視し、あわせて、テクノロジーの活用により発生し得るサイバーセキュリティに関するリスクへの対応に万全を期すこと。
- 三 テクノロジーと人が相互に連携・融合したより高度で強靱な保安管理体制の確立に向けて、デジタルトランスフォーメーションも見据えた専門人材の活用、熟練した技術者による技術伝達の促進、女性や若年層にとって魅力ある職場環境の形成に向けた支援等の取組を進め、保安人材の持続的な育成・確保に努めること。
- 四 スマート保安を促進し、我が国全体の産業保安水準を更に高度化する観点から、中小事業者であっても、必要な保安の実施、大規模災害時等における迅速な設備復旧並びに公衆及び保安作業者の安全確保を可能とするための人材・技術基盤を確立することができるよう、保安分野におけるテクノロジーの活用方法及び自律的な検査の実施方法等の周知徹底、技術開発への支援等、必要な実効性ある措置を講ずること。

五 略

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年6月14日 参議院）

（承前）

六 小規模な太陽光及び風力発電設備に対する規制の見直しにより、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて有意義な再生可能エネルギー発電設備の導入が必要以上に抑制されることのないよう、バランスの取れた規制の運用の在り方について引き続き検討を行うこと。

また、基礎情報等の届出手続については、可能な限りデジタル技術の活用を図るとともに、設備点検等に係る適切なマニュアルを整備すること等により、事業者の負担の軽減に努めること。

さらに、再生可能エネルギー発電設備の設置状況及び保安の適正化が図られているかについて立入検査等を通して十分に監視し、その是正・改善に努めること。あわせて、いわゆる「分割案件」のような規制逃れの抑止も含めて、事業者による安全規制や立地規制等の法令遵守の徹底等に努めるとともに、改正事項の趣旨・内容について、事業者及び地域住民・地方自治体等に対し、十分に周知徹底及び情報提供等を行うこと。

七 本法律案の審査において、改正事項検討の基礎となる認定事業所の法令違反件数に係る政府資料等に度重なる誤りが発覚したことは遺憾である。経済産業省においては、安全確保を大前提とすべき産業保安規制の見直しの検討の中で、かかる事態が生じたことを重く受け止め、再発防止に万全を期すこと。